

# 第 4 期

# 瀧上市地域福祉計画

— 第2期瀧上市成年後見制度利用促進基本計画 —  
— 瀧上市再犯防止推進計画 —

瀧上市

令和8年3月

# 目次

## 第1編 第4期潟上市地域福祉計画

### 第1章 計画の概要

1 計画の策定にあたって	2
（1）計画策定の趣旨	2
（2）地域共生社会とは	2
2 計画の基本的事項	3
（1）計画の位置づけ	3
（2）計画の期間	4
（3）計画の策定体制	5
3 社会福祉協議会との連携	6
（1）地域福祉活動計画とは	6
（2）社会福祉協議会との連携の必要性	7

### 第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 潟上市の概況	8
（1）総人口の動向	8
（2）世帯の動向	9
（3）高齢者福祉の動向	10
（4）障がい者（児）の動向	11
（5）児童福祉の動向	12
（6）保健事業の動向	15
（7）地域福祉の動向	15
2 市民アンケート調査の概要	18
（1）調査の目的	18
（2）調査の実施状況	18
（3）アンケート調査結果	18

### 第3章 計画の基本方向

1 基本理念及び基本方針	36
（1）基本理念	36
（2）地域福祉計画に盛り込むべき事項	36
（3）基本方針	36
2 計画推進の視点	38
（1）計画を推進するための視点	38
（2）市民・地域・行政の役割	39
3 施策体系	41

## 第4章 地域福祉推進に向けた取組

基本方針1 地域の多様な福祉課題に対する連携した取組の推進	42
1-1 健康づくりへの支援	42
1-2 生きがいづくりへの支援	44
1-3 高齢者福祉の推進	46
1-4 障がい者福祉の推進	48
1-5 子育て支援の推進	50
1-6 安全・安心のまちづくりの推進	52
1-7 権利擁護の推進	54
基本方針2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進	56
2-1 効果的な情報提供、啓発活動の推進	56
2-2 相談体制の充実	58
基本方針3 地域における社会福祉を目的とした事業活動基盤の充実	59
3-1 地域福祉ネットワークの整備	59
3-2 就労・雇用の促進	61
3-3 防災対策の充実	62
基本方針4 地域福祉に関する活動への住民参加の促進	64
4-1 担い手の育成	64
4-2 社会参加の促進	66
基本方針5 包括的な支援体制の整備	68
5-1 関係機関との連携の強化	68

## 第5章 計画の推進

1 計画の推進	69
2 計画の評価及び進捗管理	69
(1) 評価の方法	69
(2) 計画の進捗管理体制	70

## 第2編 第2期潟上市成年後見制度利用促進基本計画

### 第1章 計画の概要

1 計画の策定にあたって	72
2 計画の基本的事項	74
(1) 成年後見制度とは	74
(2) 計画の位置づけ	74

### 第2章 成年後見制度の利用状況

1 潟上市の概況	75
(1) 成年後見制度の利用者数	75
(2) 法定後見制度の利用者割合	75
(3) 選任された後見人等の内訳	75
(4) 成年後見制度に関する相談件数	76

(5) 市長申立て件数	76
(6) 成年後見制度利用支援事業（報酬助成件数）	76
2 市民アンケート調査結果	77

### 第3章 施策体系及び制度の利用促進に向けた取組

1 施策体系	79
2 基本方針と具体的な施策	80
3 計画の推進体制	83

## 第3編 潟上市再犯防止推進計画

### 第1章 計画の概要

1 計画の策定にあたって	85
2 計画の位置づけ	85

### 第2章 再犯者の現状

1 犯罪情勢等	86
---------	----

### 第3章 基本方針及び重点課題

1 基本方針	88
2 重点課題	88
3 重点課題への取組	89
4 計画の推進体制	93

## 資料編

1 潟上市福祉諸計画検討委員会規則	94
2 潟上市福祉諸計画検討委員会委員名簿	95
3 潟上市福祉諸計画庁内検討委員会設置要綱	96

# 第 2 編

## 瀧上市成年後見制度 利用促進基本計画

### 第 2 期

# 第1章 計画の概要

## 1 計画の策定にあたって

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利を守り、社会全体で支えるための制度です。日本では平成 12 年から運用が開始されましたが、十分に活用されていない状況に鑑み、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号。以下「法」という。）が施行されました。翌年には国の「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、本人の意思決定や身上保護を重視した成年後見制度の運用が進みつつあります。

令和 4 年 3 月に新たな基本計画として閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「国計画」という。）では、地域共生社会の実現（図 1）に向けて権利擁護支援を推進していくこと、尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう制度の運用改善を図ること、権利擁護支援を身近なものにするための仕組みづくりを進めることが基本的な考え方として示されています。

近年、人口減少や少子高齢化の進展、一人暮らし高齢者の増加といった社会背景の中で、今後も身寄りがなくて生活に困難を抱える人の増加が見込まれていることから、成年後見制度の利用促進を含めた権利擁護支援の必要性は一層高まっています。

こうしたことを踏まえ、本市では、令和 3 年に中核機関(\*1)を整備し、協議会(\*2)の運営等により、成年後見制度の普及啓発や地域連携ネットワーク（図 2）の整備に取り組んできました。

このたび、本市の「第 1 期成年後見制度利用促進基本計画」の計画期間が終了することから、国計画の見直し内容を踏まえて、引き続き支援が必要な人を成年後見制度へつなぎ、その人の権利が守られる地域づくりを行うことを目的として、第 2 期計画を策定します。

図 1 地域共生社会の実現（国計画より）

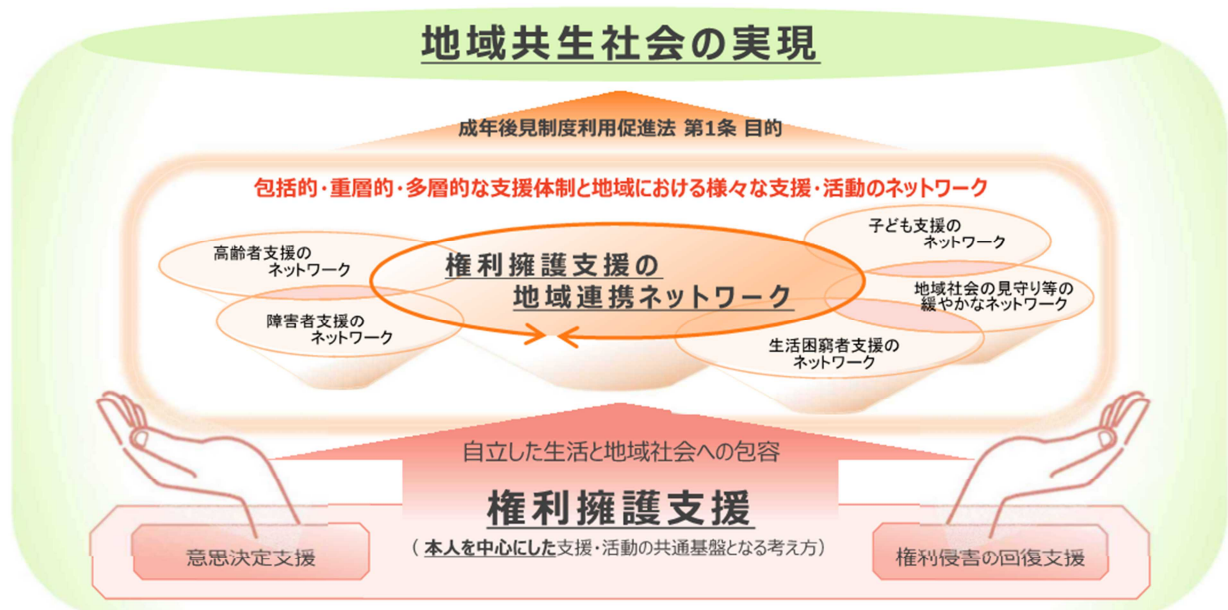
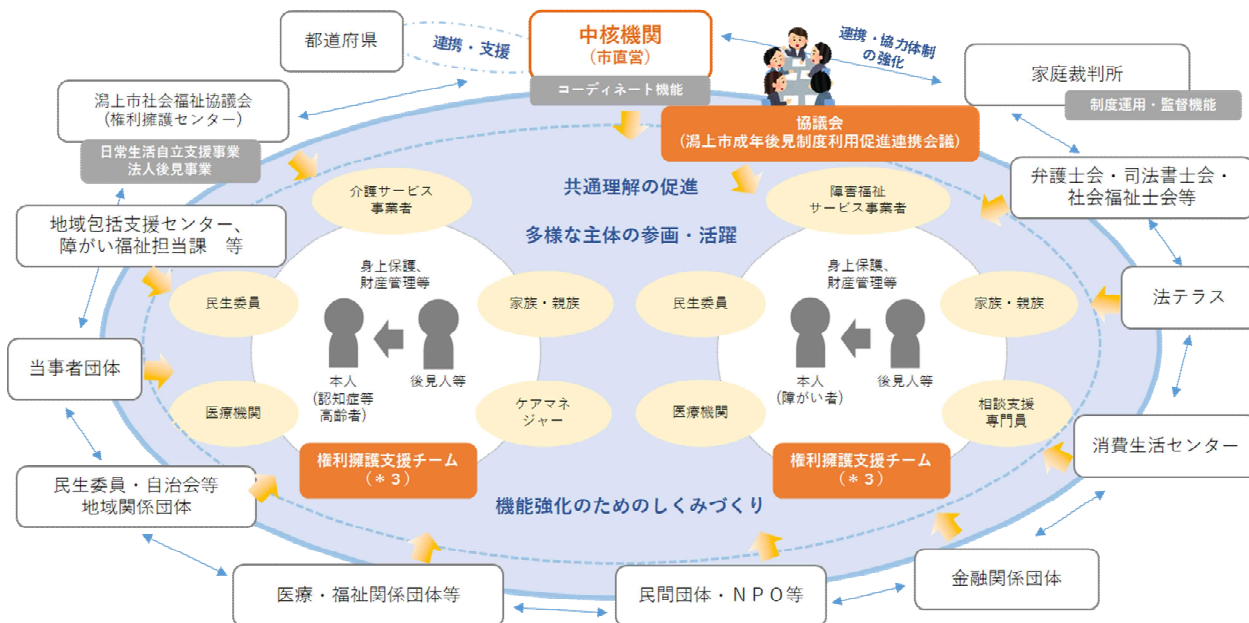


図2 権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」。



(\*1)中核機関…権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制です。現在は、市が運営しています。

(\*2)協議会…各地域において、関係機関・団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を推進する体制です。本市では、「潟上市成年後見制度利用促進連携会議」を協議会として位置づけ、令和3年度より運営しています。

(\*3)権利擁護支援チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と成年後見人等がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。

## 2 計画の基本的事項

### (1) 成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない人は、財産管理や契約等の法律行為を一人で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよく分からないままに契約を結んでしまい、消費者被害にあうおそれもあります。

成年後見制度は、このような判断能力が十分でない人（以下「本人」という。）を保護し、本人の意思を尊重しながら、財産管理や契約行為の支援を行う制度です。成年後見制度には、本人の判断能力が不十分となった後に手続を行う「法定後見制度」と、将来判断能力が不十分になった場合に備えて手続を行う「任意後見制度」の2つの制度があります。

#### ○法定後見制度

本人の判断能力が不十分となった後で、本人や親族等の申立てにより、家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度です。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

	後 見	保 佐	補 助
対 象	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
支 援 内 容	全ての契約等の代理・取消 ※日常生活に関する行為は除く	財産上の重要な契約等の同意・取消や代理	一部の契約・手続等の同意・取消や代理
申立てをすることができる人	本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長など		

#### ○任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この申立てをすることができるのは、本人やその配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者です。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、法第14条第1項に規定する市町村成年後見制度利用促進基本計画として位置づけられます。

## 第2章 成年後見制度の利用状況

### 1 潟上市の概況

#### (1) 成年後見制度の利用者数

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
法定後見	後見	21人	22人	25人	19人	17人
	保佐	5人	5人	4人	3人	5人
	補助	1人	1人	1人	1人	1人
任意後見		0人	0人	0人	0人	0人

各年7月31日現在

※本人住所地が本市にあるもの

成年後見制度の利用者数の推移をみると、令和3年～令和7年まで「任意後見」はなく、全て「法定後見」となっています。法定後見の中では「後見」が最も多くなっています。

#### (2) 法定後見制度の利用者割合

	人口(A) ※R7.7.1時点	法定後見制度 利用者数(B)	利用者割合 (B/A)
秋田県	881,992人	1,283人	0.145%
潟上市	30,431人	23人	0.076%

令和7年7月31日現在

【参考】全国の法定後見制度利用者割合（令和6年12月31日現在）…0.203%

法定後見制度の利用者割合は、全国ならびに秋田県全体と比較して、低い数値となっています。

#### (3) 選任された後見人等の内訳

親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会等 (法人後見)	その他	合計
6人	6人	4人	4人	0人	5人	25人

令和6年12月31日現在

※本人住所地が本市にあるもの

選任された後見人等の内訳をみると、「親族」と「弁護士」が共に6人で最も多く、次いで「司法書士」、「社会福祉士」が4人となっています。

#### (4) 成年後見制度に関する相談件数

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
高齢福祉分野	15件	14件	17件	33件	68件
障がい福祉分野	1件	4件	1件	1件	3件
合計	16件	18件	18件	34件	71件

各年3月31日現在

相談窓口における成年後見制度相談件数の推移をみると、令和6年から急増しており、令和7年は71件となっています。

#### (5) 市長申立て件数

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
高齢福祉分野	2件	0件	1件	1件	1件
障がい福祉分野	0件	0件	1件	0件	0件
合計	2件	0件	2件	1件	1件

各年3月31日現在

市長申立て件数の推移をみると、申立てのない年もあるものの、1～2件程度で推移しています。

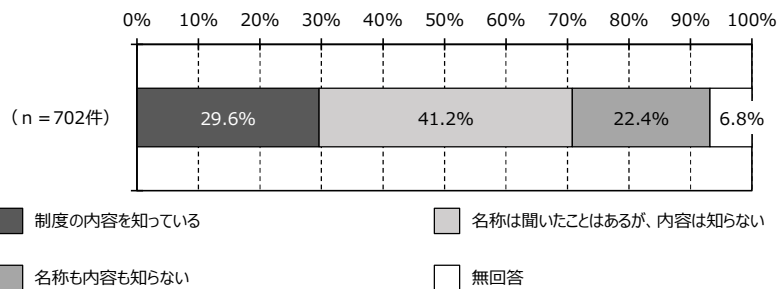
#### (6) 成年後見制度利用支援事業（報酬助成件数）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
高齢福祉分野	1件	0件	0件	0件	1件
障がい福祉分野	1件	2件	1件	1件	1件
合計	2件	2件	1件	1件	2件

報酬助成件数は、1～2件程度で推移しています。

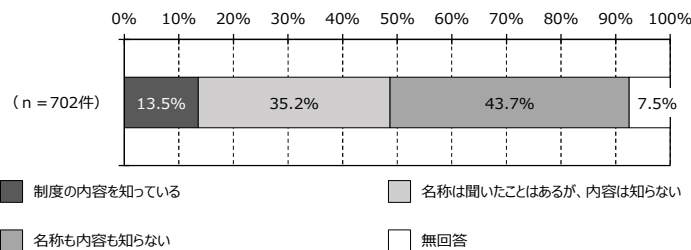
## 2 市民アンケート調査結果

### ①成年後見制度の認知状況



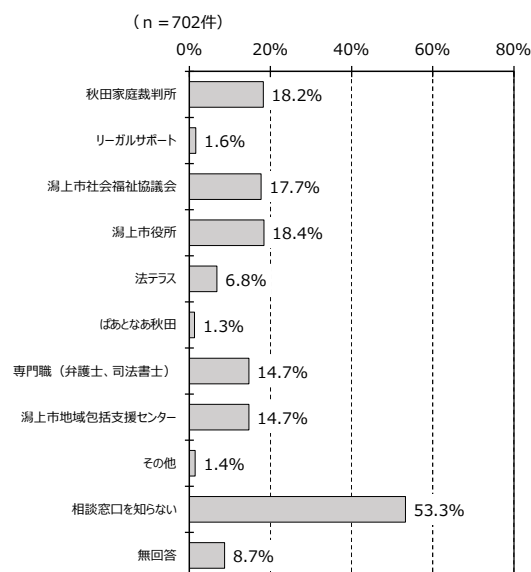
成年後見制度の認知状況をみると、「制度の内容を知っている」という回答は 29.6%で、「名称は聞いたことはあるが、内容は知らない」が 41.2%、「名称も内容も知らない」は 22.4%となっています。

### ②任意後見制度の認知状況



任意後見制度の認知状況をみると、「制度の内容を知っている」という回答は 13.5%で、「名称は聞いたことはあるが、内容は知らない」が 35.2%、「名称も内容も知らない」が 43.7%で最も多くなっています。

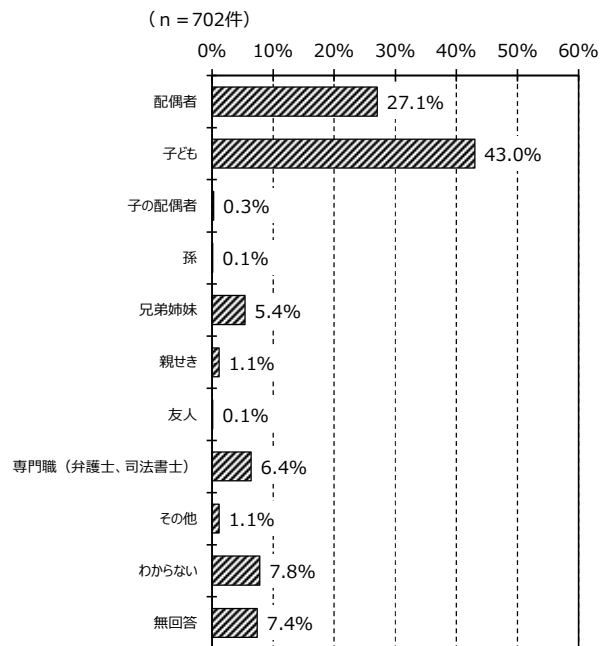
### ③成年後見制度の相談窓口の認知状況



成年後見制度の相談窓口の認知状況をみると、「相談窓口を知らない」という回答が最も多く、53.3%と半数を超えています。

知っている相談窓口としては、「潟上市役所」が 18.4%、「秋田家庭裁判所」が 18.2%、「潟上市社会福祉協議会」が 17.7%となっています。

#### ④将来的に自身の判断能力が衰えた場合、お金の管理や契約の手続について支援を依頼したい相手



お金の管理や契約の手続に支援が必要となった場合、支援をお願いしたい相手は、「子ども」が43.0%で最も多く、次いで「配偶者」が27.1%となっています。

# 第3章 施策体系及び制度の利用促進に向けた取組

## 1 施策体系

---

本計画では、成年後見制度の利用促進に向けた3つの「基本方針」と9つの「施策」を設定し、計画的に事業を展開していきます。

### ➤ 基本方針と施策

#### **基本方針1 権利擁護に対する共通理解の促進**

- 1-1 権利擁護に関する制度の周知・情報発信
- 1-2 権利擁護を支援する関係者の理解促進
- 1-3 意思決定支援の浸透

#### **基本方針2 地域連携ネットワークの構築**

- 2-1 成年後見制度に関する相談窓口の周知
- 2-2 関係機関との連携強化
- 2-3 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携の推進

#### **基本方針3 権利擁護支援が必要になっても安心して暮らすことのできる体制の整備**

- 3-1 権利擁護支援が必要な人への相談・支援
- 3-2 成年後見制度利用支援事業の推進
- 3-3 市長申立ての適切な実施

## 2 基本方針と具体的な施策

### 基本方針1 権利擁護に対する共通理解の促進

成年後見制度の必要性など、権利擁護支援についての理解が浸透するよう、市民及び関係団体等に向けた広報活動に取り組みます。

#### 1-1 権利擁護に関する制度の周知・情報発信

##### 施策の展開

市民アンケート調査結果では、成年後見制度について、63.6%の人が「内容を知らない」と回答していることから、パンフレットやホームページ、講座等を用いながら、成年後見制度の仕組みや活用方法などについて、分かりやすい周知・啓発活動に取り組みます。

また、将来的に自身の判断能力が衰え、金銭管理や契約手続に支援が必要となった場合の支援者について、70.1%の人が「配偶者もしくは子どもに支援してほしい」と回答しています。このことから、元気なうちから将来に備えるためのひとつの手段として、任意後見制度についても併せて周知・啓発していきます。

#### 1-2 権利擁護を支援する関係者の理解促進

##### 施策の展開

権利擁護を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、障がい者や高齢者の支援に関わる関係団体等に対して、権利擁護に関する研修会等を開催し、理解の促進を図ります。

#### 1-3 意思決定支援の浸透

##### 施策の展開

病気や障がいなどにより判断能力が低下した場合にも、その人の意思を尊重し、その人らしく生活ができる地域づくりを目指して、権利擁護に関する研修会等の中で、意思決定支援に関する情報発信を行います。

## 基本方針2 地域連携ネットワークの構築

権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し、支援へつなげるために、相談窓口の周知とともに、関係団体等との連携を強化し、地域における権利擁護の支援体制を構築します。

### 2-1 成年後見制度に関する相談窓口の周知

#### 施策の展開

関係団体へのアンケート調査結果では、令和3年度と比較して、成年後見制度の相談窓口としての中核機関や社会福祉協議会の認知度が向上しています。一方で、市民アンケート調査結果では、成年後見制度の相談窓口について、53.3%の人が「知らない」と回答していることから、広報紙やホームページへの掲載を通じて、成年後見制度に関する相談窓口の周知を図ります。

### 2-2 関係機関との連携強化

#### 施策の展開

権利擁護支援に関わる機関・専門職団体との協力・連携強化を図るため、協議会（潟上市成年後見制度利用促進連携会議）の運営等により、地域連携ネットワークのコーディネートを行います。

### 2-3 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携の推進

#### 施策の展開

日常生活自立支援事業の利用者が成年後見制度への移行が必要になったときも、安心して地域での生活を続けられるよう、各事業の連携を進めます。

そのほか、権利擁護支援が必要な人について、必要に応じて地域ケア会議\*等を開催し、適切な支援へつなぎます。

※地域ケア会議：地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のこと。

## 基本方針3 権利擁護支援が必要になっても安心して暮らすことのできる体制の整備

権利擁護支援が必要になったときに、適切な支援を受けながら安心して暮らすことができるよう、申立て手続の支援、申立費用や成年後見人等報酬の助成など、制度の利用を支援する体制の整備を図ります。

### 3-1 権利擁護支援が必要な人への相談・支援

#### 施策の展開

本人やその家族、支援者等に対して、成年後見制度を含めた権利擁護についての相談・支援を行います。より専門的な助言を必要とする場合には、適切な機関へつなぎます。

### 3-2 成年後見制度利用支援事業の推進

#### 施策の展開

判断能力の不十分な人が権利を侵害されることのないよう、また、経済的な理由により成年後見制度の利用が阻害されることのないよう、申立て手続の支援、申立費用や成年後見人等報酬の助成を行い、制度の利用促進を図ります。

### 3-3 市長申立ての適切な実施

#### 施策の展開

4 親等以内の親族がない、もしくは本人や親族がやむを得ない事情等により成年後見制度の申立てが困難な状況の人であっても、成年後見制度を利用することにより、必要な福祉サービスの利用や財産管理などの支援を受けることができるよう、市長による後見開始等の申立てを行い、権利擁護支援を図ります。

### 3 計画の推進体制

---

本計画の推進にあたっては、中核機関を中心に、社会福祉協議会、専門職等との連携のもと、各施策を推進します。取組状況については、協議会（潟上市成年後見制度利用促進連携会議）において報告し、意見交換を行いながら各事業を見直し、改善を図ります。